

施設等利用費請求に係る 事務の手引き

幼稚園・認定こども園



【お問合せ先】

吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

（吹田市役所低層棟2階217番窓口）

TEL：06-6384-1592（直通）

E-mail：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp

はじめに

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になりました。

利用する施設やサービス、子どもの年齢、保護者の世帯状況等によって、無償化の内容が異なります。

本書では、幼稚園・認定こども園に関する無償化の内容をまとめています。施設運営及び事業の実施にあたり、ご一読いただきますようお願いいたします。

目次

	ページ
1 令和7年度からの変更点	・・・ 3
2 制度概要	・・・ 3
（1）対象施設	・・・ 3
（2）無償化にかかる認定	・・・ 3
（3）無償化の給付（施設等利用費）の対象となる費用と認定区分	・・・ 5
（4）給付上限額と給付方法	・・・ 6
3 無償化に係る請求手続（施設等利用費）	・・・ 7
（1）個人データの授受方法について	・・・ 7
（2）幼稚園保育料 私学助成幼稚園のみ	・・・ 8
（3）預かり保育利用料 幼稚園・認定こども園	・・・ 10
4 現況届（新2・3号認定のみ）	・・・ 11

1 令和7年度からの変更点

令和7年度からの変更点

施設等利用費の支給に係る請求書及び委任状について、これまで代表者印の押印をお願いしていましたが、吹田市における全庁的な押印の見直しの流れに伴い、令和7年度より押印を不要とします。これに伴い提出方法についても、書面での提出を不要とし、令和7年度より、電子申請のみの受付へと変更します。

なお、押印廃止に伴い、施設等利用費請求書及び委任状への発行責任者名と発行担当者名の記入が必須項目となりました。

2 制度概要

(1) 対象施設

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度の適用を受ける幼稚園（新制度の幼稚園）・認定こども園、適用を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）、いずれの施設も無償化の対象施設となります。

施設	新制度の適用	財政措置
新制度の幼稚園・認定こども園	○	施設型給付※
私学助成幼稚園	×	私学助成

※ 施設型給付は、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度の一つで、財源が異なる保育所・幼稚園・認定こども園等に対する財政支援を一本化した制度です。

(2) 無償化にかかる認定

無償化による給付（施設等利用費）を受けようとする場合は、施設利用者が市から「施設等利用給付認定」を受けなければなりません。

「幼児教育・保育無償化」に伴う制度改正により、平成27年度から始まった施設型給付にかかると「教育・保育給付認定」に加え、施設型給付の対象でない施設等における利用料の無償化にかかると「施設等利用給付認定」が新たに創設されました。

【施設等利用給付認定】

認定区分	年齢※	要件
新1号認定	満3歳～5歳	新2号認定、新3号認定子ども以外の子ども
新2号認定	3歳～5歳	保育の必要性が認められる子ども
新3号認定	0歳～2歳	保育の必要性が認められ、かつ市民税非課税世帯の子ども

※ ここでいう年齢は、無償化による給付を受けようとする年度の4月1日の前日時点の年齢をいいます。また、「満3歳」とは、3歳になった日から次の3月31日までにある子どものことをいいます。

注意！

施設利用者が市から認定を受けていない場合や、市外に転出した場合、認定の事由がなくなった場合（退職した場合や育児休業に入った場合）、有効期間が失効した場合は、無償化の対象外となります。また、月の途中で認定を受けた場合は、認定期間開始日からの施設利用料等が無償化の対象となります。認定申請書類等の提出が遅れた場合、遡って認定することはできません。

(3) 無償化給付（施設等利用費）の対象となる費用と認定区分

幼稚園・認定こども園において、無償化による給付（施設等利用費）の対象となる費用と認定区分は①～③となります。

①幼稚園保育料※1・2

対象者：新1号認定・新2号認定・新3号認定

②預かり保育利用料※3

対象者：新2号認定・新3号認定

③認可外保育施設等利用料※4

対象者：新2号認定・新3号認定

注意！

※1 幼稚園保育料については、新3号認定以外の子どもについても、満3歳から無償化の対象になります。無償化の対象となるのは、入園料（入園初年度に限る）と保育料です。実費として徴収する通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外となります。

※2 新制度の幼稚園・認定こども園の幼稚園保育料は、施設等利用給付ではなく、公定価格から利用者負担額（保育料）を除いた額が施設型給付として施設に支給されます。教育・保育給付認定（1号認定）子どもについては、無償化により利用者負担額（保育料）は0円ですので、公定価格の全額が施設に支給されます。したがって、新制度の幼稚園・認定こども園の施設利用者が利用者負担額（保育料）の無償化を受けようとする場合は、「施設等利用給付認定（新1号認定）」ではなく、「教育・保育給付認定（1号認定）」を受ける必要があります。

※3 私学助成幼稚園の施設利用者が、預かり保育利用料に対する無償化を受ける場合は、「施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）」を受ける必要があります。

また、新制度の幼稚園・認定こども園の施設利用者が預かり保育利用料に対する無償化を受けようとする場合は、「教育・保育給付認定（1号認定）」と合わせて、「施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）」を受ける必要があります。

※4 施設利用者が通う幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育が、「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上」かつ「年間開所日数200日以上（平日・長期休業中・休日の合計）」に満たない場合に限り、認可外保育施設等を並行利用した場合の利用料も無償化による給付の対象となります。

各園の預かり保育の実施状況については、年度当初の実施計画等を元に施設の所在地の市町村が判定します。吹田市内の施設については、年度末に吹田市から翌年度の預かり保育の実施状況の照会をしますので御報告をお願いします。判定ができましたら各施設へ通知しますのでご確認ください。貴施設の在園児が認可外保育施設等を利用した場合に無償化の対象となるかは、貴施設が所在する市町村にお問い合わせください。（吹田市ではホームページでも公開しています。）

(4) 給付上限額と給付方法

施設等利用費	上限額	給付方法
幼稚園保育料※	私学助成幼稚園 ⇒月額25,700円	毎月、市から施設に対し給付 (代理受領) 新制度の幼稚園・認定こども園については、施設に対し施設型給付で支給
預かり保育利用料 (幼稚園・認定こども園)	ABCを比較していずれか少ない額 A 11,300円 (新3号認定は16,300円) B 日額450円×その月の利用日数 C その月実際に施設に支払った金額	四半期ごとに、市から施設利用者に対し給付 (償還払い)
認可外保育施設等利用料	ABを比較して少ないほうの額 A 11,300円(新3号認定は16,300円)から預かり保育利用料(幼稚園・認定こども園分)の無償化分を差し引いた額 B その月実際に施設に支払った金額	

※ 新制度の幼稚園と認定こども園については、利用者負担額(保育料)の全額が無償となります。
私学助成幼稚園については、保育料が各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付認定(1号認定)の利用者負担額の上限である月額25,700円を上限として無償となります。

私学助成幼稚園の保育料が月額上限額(25,700円)を上回る場合、その差額分は、施設利用者の自己負担となるため、施設が施設利用者から直接徴収してください。

3 無償化に係る請求手続（施設等利用費）

（１）個人データの授受方法について

吹田市での手続き電子化及び情報セキュリティ向上の観点から、これまで USB メモリにて授受していた個人データについて、令和5年度より、授受方法を大容量ファイル送受信サービス及び電子申請システムへ変更しました。

（１）施設・事業所が保育幼稚園室から個人データの提供を受ける場合

大容量ファイル送受信サービス（EASY FILE EXPRESS）を使用し、個人データを提供します。個人データファイルはファイル自体を暗号化（ZIP ファイル）し、施設・事業所ごとにパスワードを設定して提供します。個人データファイル受信のお知らせは、事前に届出いただくメールアドレス宛にお送りします。

また、郵送にて 施設・事業所 のパスワードをお知らせします。

（２）保育幼稚園室へ個人データを提出する場合

本市が指定する電子申請システム（LoGo フォーム）によりデータを提出してください。下記のURLから 提出フォームへアクセスし、必要事項を入力の上、Excel ファイルを添付して送信してください。

【特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証提出フォーム】

<https://logoform.jp/form/D9jv/149251>

（３）電子申請システムにて提出が可能となる手続

・施設等利用費請求手続（保育料・入園料）

：【様式１】【様式２】特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証

・施設等利用費請求手続（預かり保育利用料）

：【様式３】特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証

（４）電子申請システムにて提出する際の留意事項

・ファイルにパスワードがかかっていると吹田市で受信できません。パスワードを解除した状態で添付してください。

・本システムでは個人情報を含むデータを取扱いますので、データの添付誤りや送信先誤り等には注意いただきますようお願い申し上げます。

・操作方法等でご不明な点や改善点がございましたら、電話・メール等で担当までお問い合わせください。電子申請システム（LoGo フォーム）については、提出フォームの「その他申し送り事項」に入力いただいても結構です。

・特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証提出フォームのURLは外部へ公開しないようお願いします。

・大容量ファイル送受信サービス及び電子申請システムでの授受が難しい場合は、吹田市保育幼稚園室までご相談ください。

(2) 幼稚園保育料 私学助成幼稚園のみ

【提出書類等】

1 施設等利用費請求書及び精算書

2 子ども・子育て支援提供証明書【様式 1】【様式 2】

※ **1・2**の書類については、年度当初に市から施設に対し、様式データをお渡ししています。

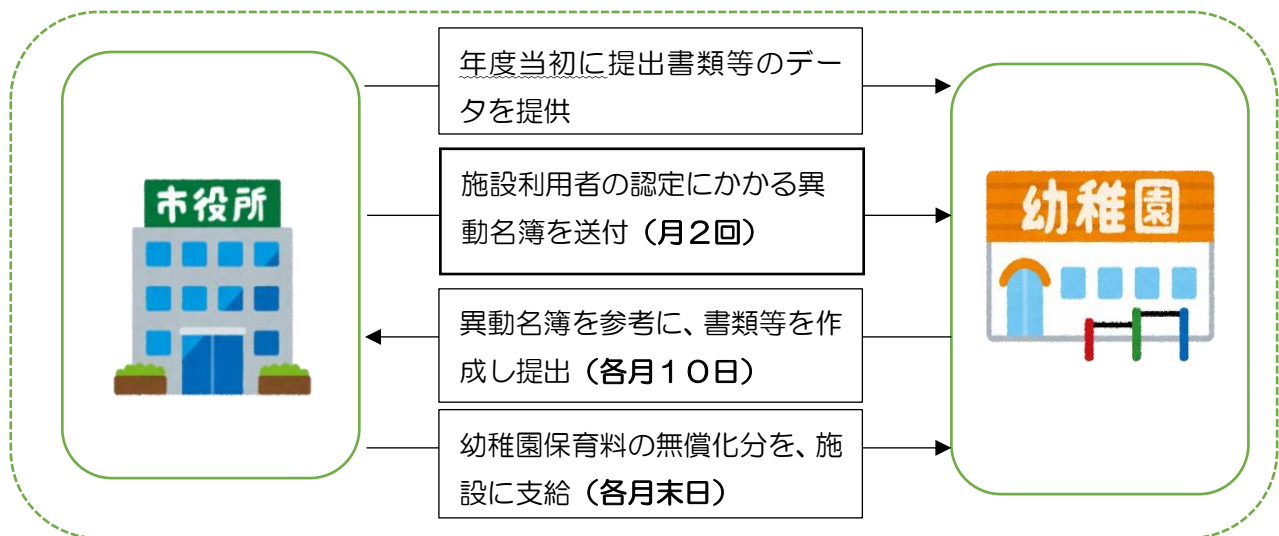
年度途中に新たに吹田市の児童が入園等された施設については随時お送りします。

様式はホームページからダウンロードすることもできます。【ページ番号：1021971】

※ **1・2**はともに電子申請システムからの提出をお願いします。

※ 上記必要書類とは別に、吹田市で各園の保育料の料金設定等を把握するため、調査票をお送りしますので御回答をお願いします。

【事務手続き流れ】



【令和7年度 処理スケジュール】

提出書類	書類等提出期限	支給
1 施設等利用費請求書及び精算書 2 子ども・子育て支援提供証明書【様式 1】【様式 2】	各月10日 （土日祝にあたる場合は、翌開庁日）	各月末日 （土日祝にあたる場合は、前日までの市が指定する日）

※ 入退園や転出入など、月途中で異動があった場合は、翌々月の施設等利用費請求時に精算します。

書類**2**の【様式 2】に対象者や異動内容等を記載し、市に提出してください。

※ 上記スケジュールとは別に、4月に年度末の精算を行います。詳しくは、別途お知らせします。

施設等利用給付を受ける保護者が、月途中で他の市町村に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算について

(1) 月途中での入退園や市町村間の転出入があった場合の、施設等利用費（幼稚園保育料）の日割り計算を行う際の開所日数について、令和4年度から取り扱いが変わりました。令和3年度までは各施設のその月の開所日数に応じて計算していました（長期休業中においては平日を開所日数とする）。そのため、施設側・市町村側双方で、開所日数の確認を行う必要があり、事務が煩雑となっていました。

令和4年度以降は、各施設の開所日数に関わらず、一律で「その月の平日の日数」を開所日数とすることとなりました（平日とは、土・日・祝日以外を指します。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は休日（閉所日）として扱います）。

なお、預かり保育の施設等利用費に係る利用日数については、引き続き、実際に預かり保育を使った日数とします（新型コロナウイルス感染症による臨時休園等の特例を除く）。

(2) 施設等利用費の日割り計算により10円未満の端数が出た場合、これまでは切捨てとしていました。市町村間の転出入の場合で、日割り計算により10円の端数が生じた場合は、施設等利用費として支給されず、保護者又は園の負担となっていました。

令和4年度以降は10円未満の端数を切捨てせず、1円未満のみ切捨てすることとなりました。

例

(問) 令和7年7月24日に幼稚園を途中退園した。この場合の施設等利用費（幼稚園保育料）の日割り計算はどうなるか。

(答) 7月の平日の日数は22日間、退園日（7月24日）までの平日の日数は17日
施設等利用費（幼稚園保育料）の月額上限額 25,700円×17日÷22日=19,859円が支給上限額（10円未満端数はそのまま）。

(参考) 令和7年度の各月の平日日数

年月	平日日数	年月	平日日数
令和7年4月	21日	令和7年10月	22日
令和7年5月	20日	令和7年11月	18日
令和7年6月	21日	令和7年12月	20日
令和7年7月	22日	令和8年1月	19日
令和7年8月	20日	令和8年2月	18日
令和7年9月	20日	令和8年3月	21日

(3) 預かり保育利用料 幼稚園・認定こども園

【提出書類等】

施設作成分

- 1 施設等利用費請求書
- 2 施設等利用費受領委任状
- 3 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証【様式3】

※1～3はすべて電子申請システムからの提出をお願いします。

施設利用者の手続

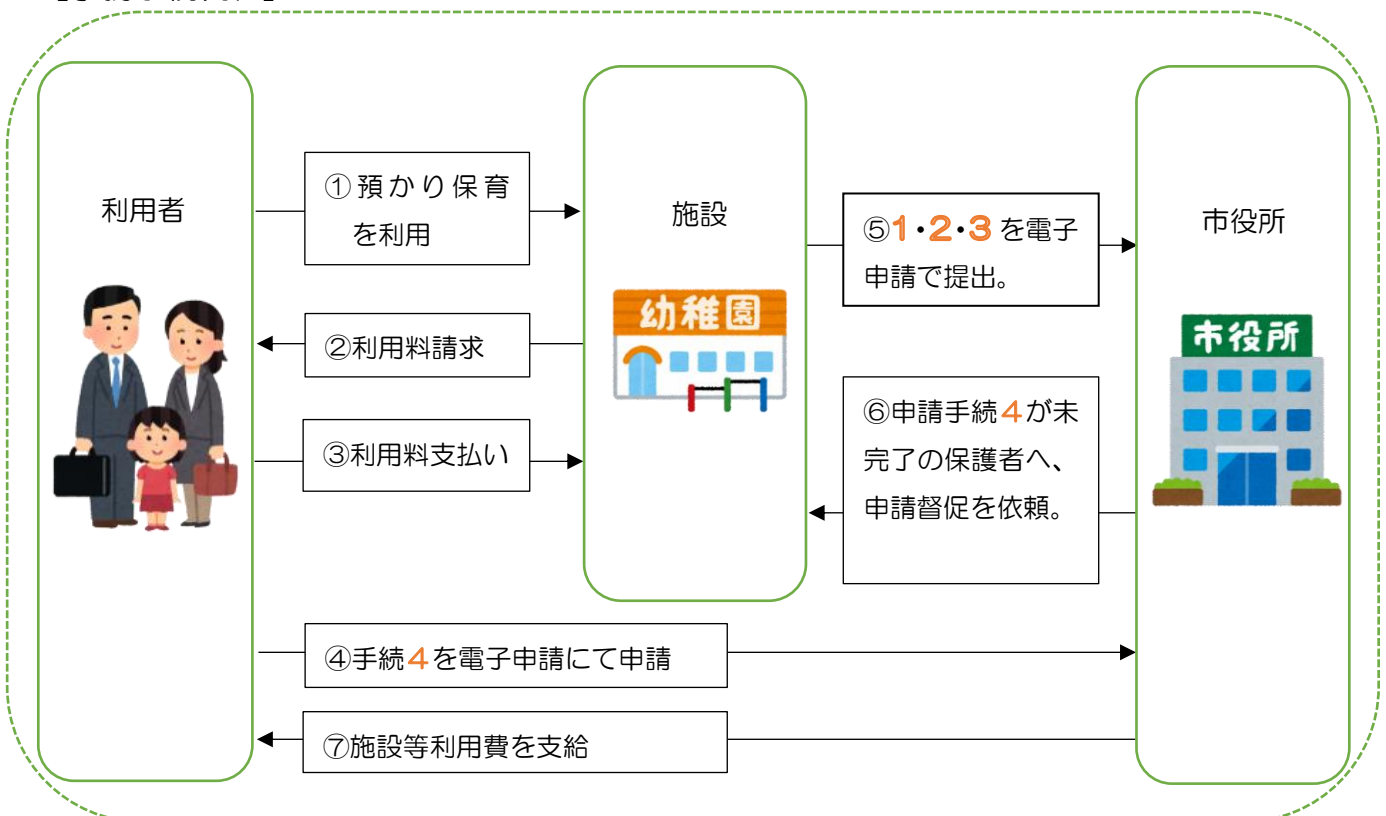
4 施設等利用費支給申請手続

保護者が電子申請システムにて直接吹田市へ申請を行います。

※申請ができていない保護者への督促を、吹田市から各施設へお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

※幼稚園・認定こども園の在園児が認可外保育施設等を利用した場合の施設等利用費請求書などについては、直接吹田市へ提出いただくよう御案内ください。

【事務手続流れ】



【令和7年度 処理スケジュール】

提出書類	請求対象利用 期間	保護者申請期間	支給時期（予定）
		施設提出期限	
1 施設等利用費請求書 2 施設等利用費受領委任状 3 特定子ども・子育て支援 提供証明書兼領収証 【様式3】	令和7年4月 ～6月分	令和7年7月1日（火） ～7月18日（金）	令和7年9月末
		7月22日（火）	
	令和7年7月 ～9月分	令和7年10月1日（水） ～10月17日（金）	令和7年12月末
		10月20日（月）	
	令和7年10月 ～12月分	令和8年1月5日（月） ～1月16日（金）	令和8年3月末
		1月19日（月）	
	令和8年1月 ～3月分	令和8年3月16日（月） ～4月17日（金）	令和8年6月末
		4月20日（月）	

4 現況届（新2・3号認定のみ）

施設等利用給付認定（新2・3号認定）を受けた後、引き続き施設等利用費の支給を受ける場合には、各家庭での現在の状況を確認するための書類を、認定保護者から吹田市に提出していただく必要があります。

年に1回、吹田市から認定保護者の方に、施設等利用給付認定の継続に関する「現況届」を送付します。保護者全員分の「保育が必要な事由を証明する書類」を添えて、期限までに吹田市まで提出してください。

提出書類に記載の内容が事実と異なる場合や「保育を必要とする事由」に該当すると認められない場合は、認定取消となり、施設等利用費を遡って返還していただく場合があります。また、期限までに現況届の提出がない場合は、請求書が提出されていても、施設等利用費の支給ができない可能性があります。